

「大阪・関西万博」さらば万博。いくぞ徳島。関西プロモーション推進業務
仕様書

1 業務の目的

本業務は、2025 年大阪・関西万博を契機とした徳島県の認知度向上及び誘客促進、さらに徳島の自動的な魅力発信を「仕組み化」し、万博効果を一過性としなない継続的な人の流れを生むことを目的とする。

2 業務の委託期間

委託契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

3 業務の内容

(1) 基礎的条件

- ① 関西圏を中心とした来訪意向者層に対して効果的なプロモーション施策を展開するとともに、来訪者の情報発信を促進・拡散させることで、徳島の魅力を自動的に発信する仕組みを構築する UGC（ユーザー生成コンテンツ）促進施策であること。
- ② 万博会場の関西パビリオンに設置された徳島県ゾーンで、2025 年 8 月末まで「希望者に」配布した、バス・フェリーが 500 円となるワンコインクーポンの未利用者（＝来訪意向者）が存在する状況を活かしたプロモーションとすること。（本ワンコインキャンペーンは予算上限に達したため 8 月末で終了。クーポン配布数約 10 万枚、使用数約 7,500 枚を想定。）
- ③ 本業務で策定するプロモーション実施計画には、対象指標（KPI）として、SNS 等の関連ポスト数の目標を必ず設定するものとし、その他メディア掲載数など適切な目標を設定すること。
- ④ 万博・関西パビリオン「徳島県ゾーン」で紹介するコンテンツなど、プロモーションするコンテンツを明確にし、効果を定量的に計測出来るよう業務を構築すること。

(2) プロモーションの企画・実施

以下、①から③に掲げる項目については連動させてプロモーションを企画・実施すること。なお、記載しているアからエの取組内容は例示であり、これらを参考に具体的な実施内容を企画して委託者に提案すること。

①万博・関西パビリオン「徳島県ゾーン」の活用

効果的なプロモーションのため、以下に例示する取組を参考に企画・実施すること

ア 新たなキャンペーンの告知のための簡易イベント

イ その他、徳島県ゾーン内での企画や展示

②徳島での来訪意向者受入企画

徳島への来訪を促進するため、以下に例示する取組を参考に企画・実施すること

ア 撮影スポットの設置や案内等

イ スタンプラリー等の周遊企画

ウ 期間限定のプレミアム体験企画

エ キャンペーン期間中に使用されなかったワンコインクーポンを来訪の機会につなげる「第二の使い道」として拡散性のある企画

③ プロモーション施策

ア SNS の「#キャンペーン」

イ インフルエンサーの活用

ウ 関西主要駅でのサイネージ広告

エ SNS 広告を中心としたデジタル広告配信

(3) プロモーション実施計画の策定、結果の分析等

- ① 本業務は、万博で生じた人の流れを一過性に終わらせないため自動的に情報が発信される「仕組み」が構築されることを目的としているため、プロモーションの開始前に(2)の企画を含めた当該視点で、本業務の実施計画を策定し検証を行うこと。
- ② SNS 投稿数や広告効果測定など、プロモーション結果を定量的に分析し、調査報告書を作成すること。
- ③ ①、②の結果に基づき、2026 年度のプロモーション実施計画を策定すること。
- ④ 必要に応じて WEB アンケートを実施するなど、分析で必要なデータがあれば取得すること。

(4) 想定するスケジュール

- ・ 業務開始～10 月 13 日（万博開催期間中） 初期集中プロモーション
- ・ 10 月中旬～12 月 キャンペーン等施策の主要期間
- ・ 12 月末まで 自然発信の拡散支援等の期間とキャンペーン・発信終了
- ・ 1 月中 報告書作成
- ・ 3 月 事業終了

4 委託業務の進め方

- (1) 業務の遂行に当たっては、委託者と十分な協議、調整を行いながら進めること。
- (2) 必要に応じて、委託者の指示により案を示し、確認を受けた上で業務を進めること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議して決定するものとする。
- (4) 本業務は徳島県ワンコインキャンペーンの事業企画を引き継ぐ位置づけの業務であることから、業務執行にあたっては当該事業の事務局である株式会社日本旅行徳島支店と連携すること。

5 委託業務完了報告書等の提出

受託者は、委託業務完了後、速やかに委託者が指定する様式による委託業務完了報告書、委託業務に係る経費の明細書（任意様式）及び業務内容を記載した報告書（任意様式）を提出すること。

なお、委託業務完了報告書以外の書類は、電子データでの提出も可能とする。

6 制作物、提出書類

- (1) 委託業務完了報告書
- (2) 本業務のプロモーション実施計画
- (3) 本業務のプロモーション結果の調査分析報告書
- (4) 2026 年度プロモーション実施計画
- (5) 委託業務に係る経費の明細書
- (6) 業務内容を記載した報告書
- (7) その他委託者が指示する書類

7 制作物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権等の取扱いには十分注意すること。著作権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (2) 本業務の制作物及びその構成素材（制作過程で作られた素材等も含む。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、委託者に帰属し、業務終了後においても委託者が自由に無償で利用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務に使用する映像等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 受託者は、本業務の制作物が第三者の著作権を侵害しないことを補償し、第三者から制作物に関して著作権侵害を主張された際の一切の責任は、受託者が負うものとする。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ徳島県の承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。